那覇市公報

第１９１８号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（建築指導課）‥‥‥‥‥ 1216

○那覇市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（建築指導課）‥‥‥‥‥

規　　則

那覇市規則第33号
令和８年９月28日
公　　布　　済

那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（障害物の伐除又は試掘等の許可の申請等）

第2条　法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可を受けようとする者は、障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可をしたときは、障害物の伐除・土地の試掘等許可証を前項の申請書を提出した者に交付するものとする。

（身分証明書）

第3条　法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書とする。

（許可申請書の添付書類）

第4条　次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるものとする。

(1)　省令第7条第1項第5号に掲げる書類　設計者の資格に関する申告書

(2)　省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に掲げる書類　権利者一覧表及び同意書

(3)　省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に掲げる書類　周知措置報告書

2　省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　工事の施行に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し

(2)　工事の施行区域内の土地の登記事項証明書

(3)　工事主の資力及び信用に関する申告書

(4)　工事施行者の能力に関する申告書

(5)　排水施設の設計に係る書類（排水施設を設置する場合に限る。）

(6)　工事の施行区域内の土地の求積図

(7)　擁壁の展開図(擁壁を設置する場合に限る。)

(8)　その他市長が必要と認める書類

3　省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる書類とする。

(不許可の通知)

第5条　法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、不許可通知書によるものとする。

(省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値)

第6条　省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

(宅地造成等に関する工事に係る協議)

第7条　法第15条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る協議の申出をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書を市長に提出しなければならない。

2　法15条第1項に規定する土石の堆積に関する工事に係る協議の申出をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前2項の協議の申出をした者に対し、当該協議が成立したときは協議成立通知書を、成立しなかったときはその旨を通知する文書を交付するものとする。

(工事着手の届出)

第8条　法第12条第1項の許可を受けた者(法第15条第1項の規定により、法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事中止等の届出)

第9条　法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに工事中止・再開・廃止届を市長に提出しなければならない。

(工事の計画の変更に係る申請)

第10条　法第16条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類に工事

の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第16条第1項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第11条　法第16条第2項の規定による届出は、軽微変更届によるものとする。

（工事の計画の変更に係る協議）

第12条　法第16条第3項において準用する法第15条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る協議の申出をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事計画の変更協議書及び省令第37条第1項に規定する書類（申請書の正本及び副本を除く。）に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第16条第3項において準用する法第15条第1項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議の申出をしようとする者は、土石の堆積に関する工事計画の変更協議書及び省令第37条第2項に規定する書類（申請書の正本及び副本を除く。）に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3　第7条第3項の規定は、前2項に規定する協議について準用する。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第13条　法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工事に係る土地の分割が可能であってそれぞれが独立して使用に供し得るものであり、かつ、分割によって他の土地の災害防止の支障とならないと認められる場合は、当該工事の一部について法第17条第1項の検査を申請することができる。

2　前項に規定する検査を受けようとする者は、一部完了検査申請書に次に掲げる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　当該検査に係る土地の平面図

(2)　施行状況を確認することができる写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

3　市長は、法第17条第1項の検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が

法第13条第1項の規定に適合していると認めたときは、一部検査済証を交付するものとする。

（定期の報告）

第14条　法第19条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書によるものとする。

2　法第19条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書によるものとする。

（工事の届出書の添付書類）

第15条　法第21条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出をしようとする者は、省令第52条第1項の届出書に同条第2項の表に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第21条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の届出をしようとする者は、省令第52条第3項の届出書に同条第4項の表に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3　法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条の届出書に当該届出に係る土地の位置図、平面図、断面図、詳細図その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（届出工事の変更の届出）

第16条　法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ宅地造成等に関する届出工事の変更届を市長に提出しなければならない。

2　法第21条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ擁壁等に関する届出工事の変更届を市長に提出しなければならない。

（届出工事の中止等の届出）

第17条　法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出をした工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに工事中止・再開・廃止届を市長に提出しなければならない。

（届出工事の完了の届出）

第18条　法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工

事を完了したときは、速やかに届出工事の完了届を市長に提出しなければならない。

（書面の交付申請）

第19条　省令第88条の規定により書面の交付を求めようとする者は、証明申請書を市長に提出しなければならない。

（申請又は申出の取下げ）

第20条　次に掲げる申請又は申出の取下げをしようとする者は、取下げ届を市長に提出しなければならない。

(1)　法第12条第1項又は第16条第1項の許可の申請

(2)　法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議の申出

(3)　省令第88条の書面の交付の申請

（申請書等の部数）

第21条　法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申請書又は協議書並びにこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(1)　省令第7条第1項の申請書

(2)　省令第7条第2項の申請書

(3)　省令第37条第1項の申請書

(4)　省令第37条第2項の申請書

(5)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

(6)　土石の堆積に関する工事の協議書

(7)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事計画の変更協議書

(8)　土石の堆積に関する工事計画の変更協議書

(9)　証明申請書

2　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に提出部数を指示することができる。

（様式）

第22条　この規則の施行に関し必要な文書の様式は、別に定める。

（補則）

第23条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

那覇市規則第34号
令和８年９月28日
公　　布　　済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

那覇市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年那覇市条例第22号）付則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年10月1日とする。

告　　示

那覇市告示第 302 号
令和８年９月 30 日
掲　　示　　済

建築基準法第 42 条第１項第５号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項第５号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長　知念　覚

１　指　定　番　号：第６号
２　指定道路の種類：第 42 条第１項第５号の規定による指定に係る道路
３　指 定 年 月 日：令和８年９月 30 日
４　指定道路の位置：那覇市松川３丁目 141-４、142-６
５　指定道路の幅員：4.00m
６　指定道路の延長：17.01m

那覇市告示第 325 号
令和８年 10 月 15 日

令和８年(2026 年) ９月那覇市議会定例会で議決された令和８年度那覇市一般会計補正予算(第３号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和８年度那覇市一般会計補正予算(第３号)

令和８年度那覇市の一般会計の補正予算(第３号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,815,487 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191,362,333 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)
第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。
(債務負担行為の補正)
第３条　既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第４条　既定の地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1　市税		61,507,943	211,723	61,719,666
	2　固定資産税	29,856,265	211,723	30,067,988
10　地方交付税		9,884,695	△1,088,293	8,796,402
	1　地方交付税	9,884,695	△1,088,293	8,796,402
15　国庫支出金		55,634,511	465,064	56,099,575
	1　国庫負担金	47,147,781	8	47,147,789
	2　国庫補助金	8,364,333	460,688	8,825,021
	3　委託金	122,397	4,368	126,765
16　県支出金		21,520,622	182,746	21,703,368
	2　県補助金	9,847,465	182,746	10,030,211
17　財産収入		1,684,148	142,260	1,826,408
	1　財産運用収入	786,509	2,154	788,663
	2　財産売払収入	897,639	140,106	1,037,745
19　繰入金		8,303,531	529,184	8,832,715
	1　特別会計繰入金	115,189	169,237	284,426

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	2　基金繰入金	8,188,342	359,947	8,548,289
20　繰越金		500,000	3,368,919	3,868,919
	1　繰越金	500,000	3,368,919	3,868,919
21　諸収入		2,565,975	3,884	2,569,859
	5　雑入	2,018,249	3,884	2,022,133
22　市債		8,164,600	0	8,164,600
	1　市債	8,164,600	0	8,164,600
歳　　入　　合　　計		187,546,846	3,815,487	191,362,333

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　議会費		千円 783,178	千円 2,265	千円 785,443
	1　議会費	783,178	2,265	785,443
2　総務費		15,983,349	2,802,604	18,785,953
	1　総務管理費	12,979,787	2,799,783	15,779,570
	2　徴税費	1,385,329	1,359	1,386,688
	3　戸籍住民基本台帳費	1,082,662	0	1,082,662
	4　選挙費	359,948	455	360,403
	5　統計調査費	65,526	80	65,606
	6　監査委員費	110,097	927	111,024
3　民生費		104,122,448	413,229	104,535,677
	1　社会福祉費	37,711,643	34,484	37,746,127
	2　児童福祉費	37,683,544	377,955	38,061,499
	3　生活保護費	28,727,260	790	28,728,050
4　衛生費		14,070,226	339,024	14,409,250
	1　保健衛生費	9,808,299	333,190	10,141,489

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	2　清掃費	4,261,927	5,834	4,267,761
6　農林水産業費		1,057,945	6,161	1,064,106
	1　農業費	80,501	5,454	85,955
	3　水産業費	934,791	707	935,498
7　商工費		2,488,246	40,960	2,529,206
	1　商工費	2,488,246	40,960	2,529,206
8　土木費		15,851,869	39,205	15,891,074
	2　道路橋りょう費	1,947,677	38,140	1,985,817
	3　港湾費	722,387	15	722,402
	4　都市計画費	6,251,956	300	6,252,256
	5　住宅費	5,780,932	750	5,781,682
9　消防費		4,137,517	1,551	4,139,068
	1　消防費	4,137,517	1,551	4,139,068
10　教育費		17,733,306	111,154	17,844,460
	1　教育総務費	3,258,226	10,099	3,268,325

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 小学校費	3,899,997	1,673	3,901,670
	3 中学校費	3,928,967	786	3,929,753
	4 社会教育費	2,467,038	3,643	2,470,681
	5 保健体育費	4,179,078	94,953	4,274,031
12 公債費		10,676,081	59,334	10,735,415
	1 公債費	10,676,081	59,334	10,735,415
歳出合計		187,546,846	3,815,487	191,362,333

第２表　繰越明許費

単位：千円

款	項	事　業　名	金　額
8　土木費			160,000
	4　都市計画費		160,000
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	160,000
合　計			160,000

第３表　債務負担行為補正

１　追　加

単位：千円

事　　項	期　　間	限　度　額
自治体中間サーバー情報連携用機器等導入・設定作業業務及び運用保守業務委託契約（情報政策課）	令和８年度から 令和１４年度まで	6,759
那覇市小口資金融資制度に係る利子補給（商工農水課）	令和９年度から 令和１０年度まで	3,500
ごみ収集委託事業（新規委託分）（クリーン推進課）	令和９年度	96,932
福祉バス運行事業「首里・真和志コース」（ちゃーがんじゅう課）	令和８年度から 令和１２年度まで	83,048
福祉バス運行事業（バスロケーションシステム）（ちゃーがんじゅう課）	令和９年度から 令和１２年度まで	634
石嶺市営住宅第７－１期建替事業（市営住宅課）	令和９年度から 令和１１年度まで	4,636,288
繁多川図書館業務委託事業（生涯学習課）	令和８年度から 令和１１年度まで	100,196

２　変　更

単位：千円

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
奥武山地域スポーツ観光交流拠点整備事業（観光課）	令和９年度	2,444,628	令和９年度から 令和１０年度まで	2,266,436

第４表　地方債補正

変　更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
14 教育施設整備事業	2,288,100	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	2,288,100	補正前に同じ		

那覇市告示第 326 号
令和８年 10 月 15 日

令和８年（2026 年）９月那覇市議会定例会で議決された令和８年度那覇市水道事業会計補正予算(第２号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和８年度那覇市水道事業会計補正予算(第２号)

(総則)
第１条　令和８年度那覇市水道事業会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
第２条　令和８年度那覇市水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科　　目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(　計　)
		収　　入		
第１款	水道事業収益	9,690,258 千円	△41,781 千円	9,648,477 千円
第１項	営業収益	8,307,340 千円	△360,781 千円	7,946,559 千円
第２項	営業外収益	1,382,917 千円	319,000 千円	1,701,917 千円

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号
令　和　８　年　１０　月　１　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定(登録)番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定年月日
603	友住設.	中頭郡読谷村字渡慶次 52 番地２	友利　健哉 令和８年８月４日
604	株式会社　ミヤフク	名護市字済井出 73 桜コーポ 201 号室	宮城　尚生 令和８年８月 21 日
605	株式会社 SPACE　HOSTEL	那覇市樋川一丁目６番１号 KANNA Bldg. ３F	田野　大地 令和８年９月 14 日

那覇市上下水道局告示第 19 号
令 和 ８ 年 １０ 月 １ 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき、次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

那覇市排水設備指定工事店

指定（登録）番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者
594	有限会社 喜友名総合設備	宜野湾市喜友名二丁目 20 番８号 呉屋アパート 103 号室	新垣　巖

那覇市上下水道局告示第 20 号
令 和 ８ 年 １０ 月 １ 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第３項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

記

指定番号	第 487 号
指定工事店名	有限会社ケイエイ工設
営業所所在地	島尻郡与那原町字与那原 3639 番地
代表者氏名	幸喜　正寿
取消日	令和８年８月 17 日
取消理由	廃業したため

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第１号
令　和　８　年　９　月　２９　日
掲　　示　　済

那覇市文化財の指定について

那覇市文化財保護条例（昭和 48 年条例第 24 号）第 26 条第１項の規定により、那覇市指定無形民俗文化財を次のとおり指定する。

那　覇　市　教　育　委　員　会
教育長　宮　里　寿　子

１　名　　称：釋奠祭禮
２　種　　目：無形民俗文化財
３　地　　番：那覇市若狭１丁目25番１号
４　所 有 者：一般社団法人　久米崇聖会